

土地改良事業等補助金交付要綱新旧対照表

| 改 正 後   | 現 行  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">土地改良事業等補助金交付要綱<br/><u>(H28.12.22改正)</u></p> <p><b>(趣旨)</b><br/>第1条 知事は、農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、市町村・一部事務組合・土地改良事業団体連合会・農業協同組合・農地保有合理化法人及び共同施行者、その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第14条 （略）</p> <p>附 則<br/>1 この要綱は、平成28年9月23日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。</p> <p>附 則<br/>1 この要綱は、<u>平成28年12月22日</u>から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。</p> | <p style="text-align: center;">土地改良事業等補助金交付要綱<br/>(H28.9.23改正)</p> <p><b>(趣旨)</b><br/>第1条 知事は、農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、市町村・一部事務組合・土地改良事業団体連合会・農業協同組合・農地保有合理化法人及び共同施行者、その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第14条 （略）</p> <p>附 則<br/>1 この要綱は、平成28年9月23日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。</p> |

## 土地改良事業等補助金交付要綱新旧対照表

| 改正後                          |    |   |   |                    | 改正前                          |    |   |  |               |
|------------------------------|----|---|---|--------------------|------------------------------|----|---|--|---------------|
| 別表1(第2条関係)<br>1 事業、採択基準及び補助率 |    |   |   |                    | 別表1(第2条関係)<br>1 事業、採択基準及び補助率 |    |   |  |               |
| 事業名                          | 区分 | 事業種類  | 採択基準  | 補助率                | 事業名                          | 区分 | 事業種類  | 採択基準   | 補助率           |
| 11. 農村地域防災減災事業               |    |   |   |                    | 11. 農村地域防災減災事業               |    |   |  |               |
|                              |    | (1) ハザードマップ作成<br>災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼす恐れのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等<br><br>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定<br>大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに必要に応じて耐震化対策整備計画を策定。   | (1)及び(2)共通<br>① 今後大規模地震が発生するおそれの高い地域であること。<br>② 農村地域防災減災推進計画を策定していること。<br><br>(1)のみ<br>③ 農業用ダム等の農業用施設等にあつては、被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha以上であること。<br>④ 農業用ため池にあつては、③または受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。<br>⑤ ハザードマップ作成後は、関係住民等に周知するものとする。<br>⑥ ハザードマップ作成にあつては、ワークショップ等により関係住民等との意見交換を行うように努める。<br><br>(2)のみ<br>④ 農業用ため池にあつては受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。<br>⑤ 土地改良施設においては、周辺地域への影響が大きい重要な構造物で、耐震化対策整備計画が策定されており、総事業費が概ね800万円以上または防災受益面積が概ね30ha以上。  | 定額(H30年度新規採択まで)    |                              |    | (1) ハザードマップ作成<br>災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼす恐れのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等<br><br>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定<br>大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに必要に応じて耐震化対策整備計画を策定。 | (1)及び(2)共通<br>① 今後大規模地震が発生するおそれの高い地域であること。<br>② 農村地域防災減災推進計画を策定していること。<br><br>(1)のみ<br>③ 農業用ダム等の農業用施設等にあつては、被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha以上であること。<br>④ 農業用ため池にあつては、③または受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。<br>⑤ ハザードマップ作成後は、関係住民等に周知するものとする。<br>⑥ ハザードマップ作成にあつては、ワークショップ等により関係住民等との意見交換を行うように努める。<br><br>(2)のみ<br>④ 農業用ため池にあつては受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。<br>⑤ 土地改良施設においては、周辺地域への影響が大きい重要な構造物で、耐震化対策整備計画が策定されており、総事業費が概ね800万円以上または防災受益面積が概ね30ha以上。 | 定額(H27まで特例措置) |
| 14. 中山間地域所得向上支援事業            |    |   |   |                    | 14. 中山間地域所得向上支援事業            |    |   |  |               |
|                              |    | 1 所得向上計画策定<br>(1) 中山間地域所得向上計画(以下、「 <u>所得向上計画</u> 」という。)の策定<br>・計画策定に係る調査・調整<br>・施設等整備計画の策定<br>・マーケティング調査<br>・農産物の販売戦略の策定<br>2 基盤整備<br>(1) 農業用排水施設<br>農業用排水(営農用水を含む。)<br>施設の新設、廃止又は変更<br>(2) 暗渠排水<br>暗渠の新設又は変更<br>(3) 土層改良<br>客土、混層耕、除稈、心土破碎及び土壌改良<br>(4) 区画整理<br>農用地の区画形質の変更<br>(5) 農作業道等<br>農作業道・進入路等の新設、変更<br>(6) 農地造成<br>農用地の造成<br>(7) 農用地の保全<br>(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 | 1 所得向上計画策定<br>市町村(以下、「 <u>計画主体</u> 」という。)が、所得向上計画を策定するものとし、次の①～③に掲げるすべての要件を満たすものとする。<br>① 所得向上計画の区域(以下、「 <u>計画区域</u> 」という。)は、対象地域における農用区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用区域をいう。以下同じ。)内の区域とする。<br>ただし、農用区域及び農用区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序を行い、当該農用区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。<br>なお、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上であるものとする。<br>② 計画区域内における事業種類2基盤整備及び事業種類3施設整備等に関する事業(以下、「 <u>整備事業</u> 」という。)に係る費用の合計が200万円以上となること。<br>③ 計画区域内の整備事業又は関連事業に係る受益者数が、農業者2者以上であること。ただし、 | 定額(1地区当たり500万円以内。) |                              |    | 1 所得向上計画策定<br>定額(1地区当たり500万円以内。)<br>2 基盤整備<br>当該事業費の90%以内。(離島にあつては95%以内)<br>ただし、土地改良法に基づく事業については91%以内。(離島にあつては、95.5%以内)<br>3 施設整備等<br>当該事業費の2/3以内。                                  |  |               |

別表1(第2条関係)  
1 事業、採択基準及び補助率

| 事業名 | 区分 | 事業種類   | 採択基準   | 補助率 |
|-----|----|--|--|-----|
|     |    | <p>(8) 営農環境整備支援<br/>用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備</p> <p>(9) 管理省力化支援<br/>水管理省力化、維持管理労力省力化</p> <p>(10) 品質向上支援<br/>導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</p> <p>(11) 条件改善促進支援<br/>土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修</p> <p>(12) 指導<br/>事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p> <p>3 施設整備等</p> <p>(1) 地域連携販売力強化施設<br/>地域の農産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(2) 農産物等処理加工施設<br/>農産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(3) 農産物等集出荷貯蔵施設<br/>農産物の選別・選果用機械施設、冷却・冷蔵用機械施設、検査用機械施設、出荷用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(4) 高生産性農業用機械施設<br/>農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の記に基づき交付の対象となる低コスト耐候性ハウス及びこれらの附帯施設の整備</p> | <p>地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の施設整備を行う場合において受益者数を農業者3者以上とする。</p> <p>2 基盤整備<br/>次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙2第2に掲げる事業実施主体に合致すること。</p> <p>② 基盤整備計画を作成していること。</p> <p>③ 1地区当たりの事業費(事業種類2の(1)～(8))の合計が200万円以上となること。</p> <p>④ 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。</p> <p>3 施設整備等<br/>次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙3-1第3に掲げる事業実施主体に合致すること。</p> <p>② 施設整備対策事業実施計画及び施設整備対策事前点検シートを作成し、所得向上計画の関連計画として添付すること。</p> <p>③ 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙3-1第4に掲げる実施基準に合致すること。</p> <p>④ 事業種類1～3の事業の実施に要する経費を、計画主体に交付するものとする。</p> |     |

注) 離島: 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項の規定に基づき指定された離島をいう。

別表1(第2条関係)  
1 事業、採択基準及び補助率

| 事業名 | 区分 | 事業種類 | 採択基準 | 補助率 |
|-----|----|------|------|-----|
|     |    |      |      |     |

注) 離島: 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項の規定に基づき指定された離島をいう。